

国際交流委員会規程

2015年11月30日 制定

2022年11月30日 改定

(総則)

第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）の定款第3条に基づき、国際交流委員会（以下「委員会」という。）について定めるものである。

(目的)

第2条

委員会は、本会の国際交流活動に関する業務を行うことを目的とする。

(組織と構成)

第3条

委員会の組織と構成は以下のとおりとする。

- (1) 委員長には国際交流担当理事が着任する。複数の担当理事がいる場合は、正担当が着任する。
- (2) 副委員長1名をおくことができる。複数の国際交流担当理事がいる場合は、副担当の国際交流担当理事が着任する。
- (3) 委員長および副委員長の任期は原則2年とする。
- (4) 必要に応じて幹事をおくことができる。
- (5) 上記とは別に、理事会が指名する者を委員に加えることができる。
- (6) 委員会は5名程度の委員をもって構成する。
- (7) 副委員長・幹事を含む委員は、委員長が専門性を考慮して推薦し、理事会の承認を経て着任する。
- (8) 委員の任期は原則2年とする。ただし、委員会活動の円滑な運営を図るため、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第4条

本会が主催する国際交流事業に関する以下の任務にあたる。また、必要に応じて適宜理事会にて報告または審議を行う。

- (1) IACMの季刊誌（IACM Expressions）に投稿する活動報告記事の執筆・監修
- (2) 海外研究者による特別講演会（計算工学講演会、通常総会）の企画・運営

- (3) 計算工学大賞 (JSCEs Grand Prize) 候補者の選定および理事会への推薦
- (4) IACM 主催および後援の国際会議に対する企画募集・企画・運営
- (5) 日独、日韓、日西ワークショップ等の2国間ワークショップの企画・運営
- (6) 自国開催の国際会議 (IWACOM、APCOM、FEF など) の運営
- (7) 国際会議情報に関するホームページの運営
- (8) スカラーシップアワードの審査

(改廃)

第5条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

2015年11月30日 制定

2022年11月30日 改定

以上